

43社(47台)において走行距離の不当表示が判明 —第3回走行距離表示に関する調査、内10社は再違反—

■初回違反の33社に「注意喚起」(表示の訂正指導、再違反の厳罰化通知)を実施

当協議会は、中古バイクの走行距離表示適正化を図るため、二輪車情報誌・同Webサイトの走行距離表示について、過去2回にわたり調査を実施してまいりましたが、本年4月、調査対象誌を1誌から5誌に拡大し、3回目となる実態調査を実施しました。その結果、全国で43社(47台)において不当表示が認められました。このうち、初回違反の33社に対し、「走行距離表示を直ちに訂正すること」及び「再び同様の違反を行った場合、より厳しい措置を採ること」を記載した文書による注意喚起を実施しました。

【不当表示を行っていた販売店(法人)数】

《会員・非会員別》

	対象社数	公取協会員店	
		公取協会員店	公取協非会員店
合計	43社	21社	22社

《違反回数(初回・再違反)別》

	対象社数	違反回数	
		初回	再違反(過去2回の調査に続き違反)
合計	43社	33社(会員13社、非会員20社)	10社(会員8社、非会員2社)

《都道府県別(店舗ベース:合計44店舗 内2店舗は同一法人のため法人数では43社)》

北海道	1店	神奈川県	4店	長野県	1店	大阪府	3店	愛媛県	1店
栃木県	1店	群馬県	1店	静岡県	1店	和歌山県	1店	福岡県	6店
埼玉県	2店	千葉県	2店	愛知県	1店	山口県	1店	熊本県	1店
東京都	4店	山梨県	1店	滋賀県	1店	香川県	1店	沖縄県	10店

■再違反の10社には、事実確認が取れ次第、措置基準に基づき厳正に対処

過去2回の調査に続いて再度の違反が認められた販売店10社(会員8社、非会員2社)に対しては、さらに詳細な調査を継続し、事実確認が取れ次第、会員については公正競争規約違反として、厳正な措置(「厳重警告」、「違約金」、「社名公表」等)を採り、非会員については景品表示法違反として、消費者庁による厳正な措置(「措置命令」等)を要請いたします。

参
考

【公正競争規約違反に対する措置《嚴重警告・違約金》】

公正競争規約違反（不当表示）に対して自動車公正取引協議会が行う措置。違反行為の排除及び同様の違反行為を行わないよう命じるもの。悪質性が高いと判断された場合は、併せて違約金を課し、会報誌等で事業者名及び違反行為を公表する。

【景品表示法違反に対する措置《措置命令・課徴金》】

不当景品類及び不当表示防止法違反に対して消費者庁及び都道府県が行う行政処分。違反行為の撤回、再発の防止を命じるもの。加えて課徴金を課される場合もある。消費者庁 HP や記者会見等において事業者名及び違反行為について公表、また、違反をした事業者は、違反となる広告を掲載した媒体に謹告文等を自費で掲載する必要がある。

■走行距離は重要な情報です！正しく表示されているか再度ご確認ください

会員販売店の皆様におかれましては、同様の不当表示が発生することのないよう、販売する中古バイクの二輪車情報誌・同 Web サイト、店頭展示車等の走行距離表示について、仕入れ時の帳票類（オークション落札票、業販契約書・仕入伝票等）に照らして適正なものとなっているか、再度ご確認くださいませようお願いします。

適正な走行距離表示について解説した特設ページ及び走行距離表示に関連したツール類をホームページに公開しております。以下 URL よりご参照下さい。

- 走行距離表示に関する特設ページ（「よくあるご質問とその考え方」等）
<http://www.aftc.or.jp/contents/mc/meter/index.html>
- 走行距離表示パンフレット
http://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/soukoukyori_panf2.pdf

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 二輪車業務部まで TEL 03-5511-2113